

西山公園利用促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西山公園においてイベントを実施する団体に対する、西山公園利用促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内を拠点として活動している団体
- (2) 営利目的としていないもの
- (3) 政治的活動または宗教的活動を目的としていないもの
- (4) 公序良俗に反する活動を目的としていないもの
- (5) 暴力団等の反社会的勢力または密接な関係を有する団体に該当しないもの
- (6) 市税を滞納していないもの。ただし、任意団体の場合にあつては、当該団体の代表者の市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象団体が行う次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 西山公園区域内で実施するもの
- (2) 西山公園および周辺の市街地のにぎわいづくりに寄与できるもの
- (3) 市内外からの幅広い参加が期待できるもの
- (4) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。
- (5) 鯖江市から本補助金以外の補助を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、個人で行う事業、企業および団体の宣伝目的または営利目的として行うもの、宗教的祭礼として行うもの等については補助金の交付対象にしないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する事業経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、賃借料、報償費、保険料、公園使用料、通信運搬費等の事業経費
- (2) 委託費(事業の全てを委託するものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業実施に当たり合理的に必要と市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、限度額を10万円とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数の上限)

第6条 この要綱による補助金の交付は、原則として同一年度において同一団体につき1回までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 対象団体は、補助対象事業実施日の14日前までに西山公園利用促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、西山公園利用促進支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該対象団体に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、審査を行うに当たって必要があると認めるときは、当該対象団体に説明を求め、または有識者の意見を聴くことができる。

(補助事業の内容および経費の配分の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、西山公園利用促進支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、西山公園利用促進支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 対象団体は、補助対象事業終了後、速やかに西山公園利用促進支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を当該対象団体に西山公園利用促進支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、西山公園利用促進支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条により補助金の交付請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。